

令和 6 年 1 月 2 日以降、周南市に転入した方

市民税額が確認できない場合は以下のものを提出してください。

状 況	必 要 書 類
令和 6 年 1 月 1 日現在、 周 南 市 に 住 民 登 録 が ない	○ 令和 6 年度市民税所得課税証明書 (令和 6 年 1 月 1 日に住所のあった市区町村で発行)
令和 5 年中に海外勤務 がある	令和 5 年中(令和 5 年 1 月～12 月)の海外での収入 金額がわかる給与支払証明書

- ◎ 令和 7 年 9 月以降の保育料の切り替えに伴い、令和 7 年度市民税所得課税証明書等を提出していただく場合があります。提出が必要な場合は、郵送にてお知らせいたします。
- ◎ 保護者の収入が一定基準を満たさない場合は、同居直系親族も算定の対象になることがあります。
- ◎ 上記書類の提出が難しく、マイナンバーカードをお持ちの方は、周南市から課税元の自治体へ税額を照会できる場合があります。申込書の個人番号を忘れずにご記入ください。

在宅障害児（者）がいる世帯

市民税非課税世帯・所得割額課税額 77,101 円未満世帯の方は保育料が減免になる可能性がありますので、下記のことを提出してください。

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金等の受給者証の写し

※市民税の申告が未申告などで課税額が確認できない場合、仮の保育料（最高額）で階層を決定します。